

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 従業員1,000人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。 ・ 特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）		
関係条文	（所得税）租税特別措置法第28条の2、租税特別措置法施行令第18条の5） （法人税）租税特別措置法第67条の5、第68条の102の2、租税特別措置法施行令第39条の28、第39条の124）		
減収見込額	[初年度] ー（ ▲17,750 ） [改正増減収額]	[平年度] ー ー	ー（ ▲17,750 ） （単位：百万円）
		ページ	29—1

要望理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、本年10月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中であって、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、45.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本税制措置を利用した中小企業の約5割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

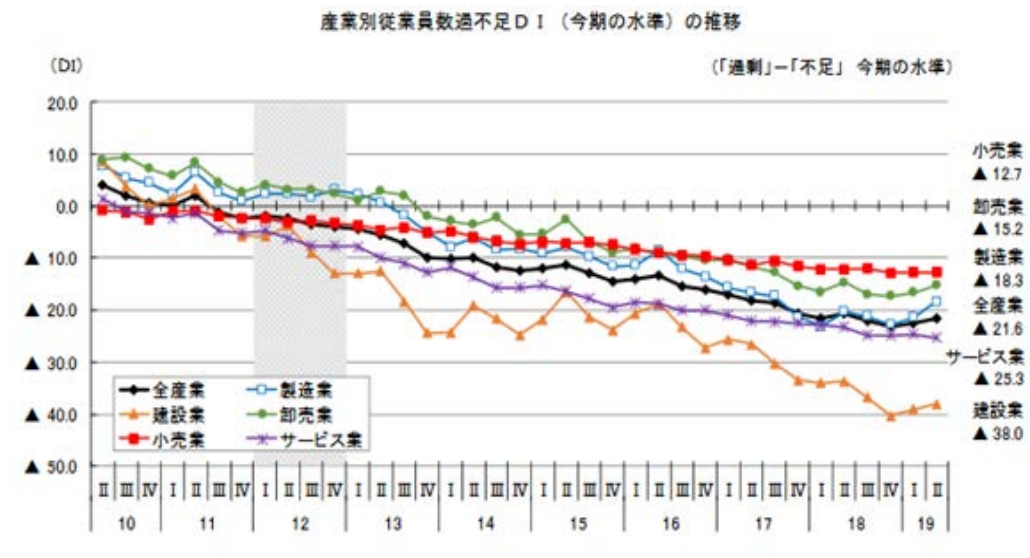
<参考1> 中小企業における経理人数

平成20年：約2.7人

平成30年：約2.2人 (▲0.5人)

(出典)「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」、「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)より算出。

<参考2> 中小企業の従業員数過不足DIの推移 (平成31年4~6月期)



(出典) 中小企業景況調査

本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを旨とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年（令和4年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする。
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 売上高に対する販売費及び一般管理費比率（資本金1億円未満の企業） 平成24年度 26.5% 平成25年度 26.1% 平成26年度 26.2% 平成27年度 26.9% 平成28年度 27.4% 平成29年度 26.5% （参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 15.9% 平成25年度 15.4% 平成26年度 15.5% 平成27年度 16.3% 平成28年度 16.4% 平成29年度 16.0% （出典）「法人企業統計調査（年次別）」財務省	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和2年度 法人：599,840社、個人：69,530者 令和3年度 法人：624,591社、個人：72,399者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p> <p>また、「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.23%増加することが分かる。</p> <p>$LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 2.92 + 0.38LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.23LN(\text{少額特例利用額/従業員数})$</p> <p>(備考) 補正 $R^2 = 0.42$</p>

税負担軽減措置等の適用実績	○少額減価償却資産の特例の利用業種（平成 29 年度）					
	業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業
	割合 （%）	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%
	業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業	
	割合 （%）	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%	
	業種	運輸通信公 益事業	サービス業	その他		
割合 （%）	2.9%	30.5%	2.0%			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税 : 1,463,456 千円 事業税 : 11,968,301 千円 市町村民税 : 4,436,101 千円 地方法人特別税 : 5,269,871 千円 （出典）「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成 29 年度）（単体法人、連結法人）					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）によると月に約 3 時間の事務負担の軽減につながっていると回答。					
前回要望時の達成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業（従業員数 20 人未満の企業での経理人員は 1.1 人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数 20 人未満の企業を小規模企業とする。）をメルクマールとする。個人事業主に関しては、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足や消費税率の引上げ等に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 <従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主 平成 30 年 : 35.0% ・法人 令和元年 : 94.5% （出典） 個人事業主：「個人企業経済調査」（総務省） 法人：「中小企業アンケート調査」（中小企業庁）					
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで）					